

事業系一般廃棄物 施設搬入について



環境局施設部
処理計画課

説明項目

- 計量について
- 年末年始の受入れについて
- 事業系一般廃棄物の受入基準等について
- 搬入不適物について
- 内容審査について
- 洗車について
- 搬入申請(年度更新)について

計量について

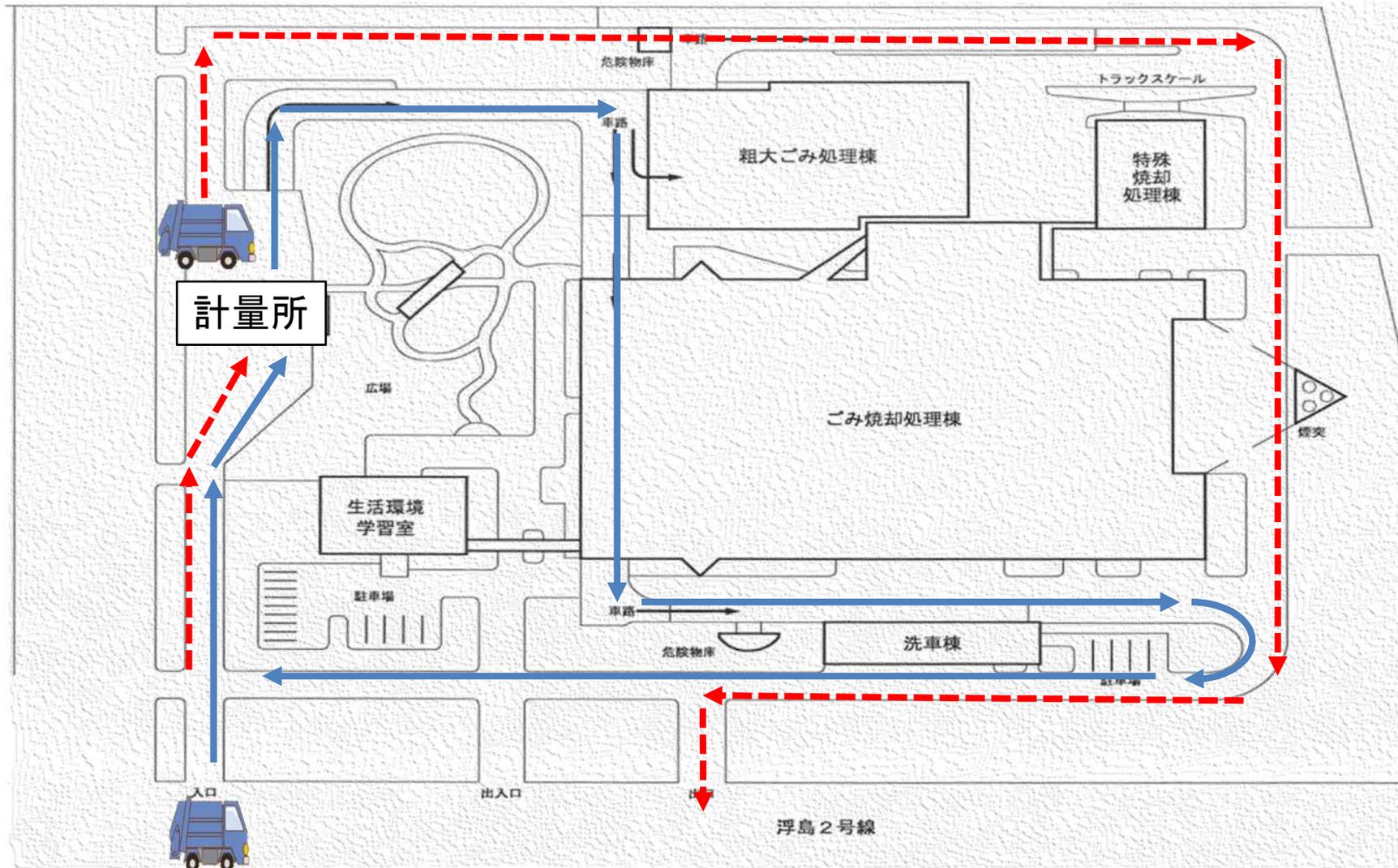
令和6年現在、浮島・橘・王禅寺各処理センターにおいて、2度計量を実施しております。

ICカードは紛失することのないよう注意してください。また、車両の変更、廃車等で使用しないICカードにつきましては返却をお願いします。

計量について

浮島処理センター（2度回り）

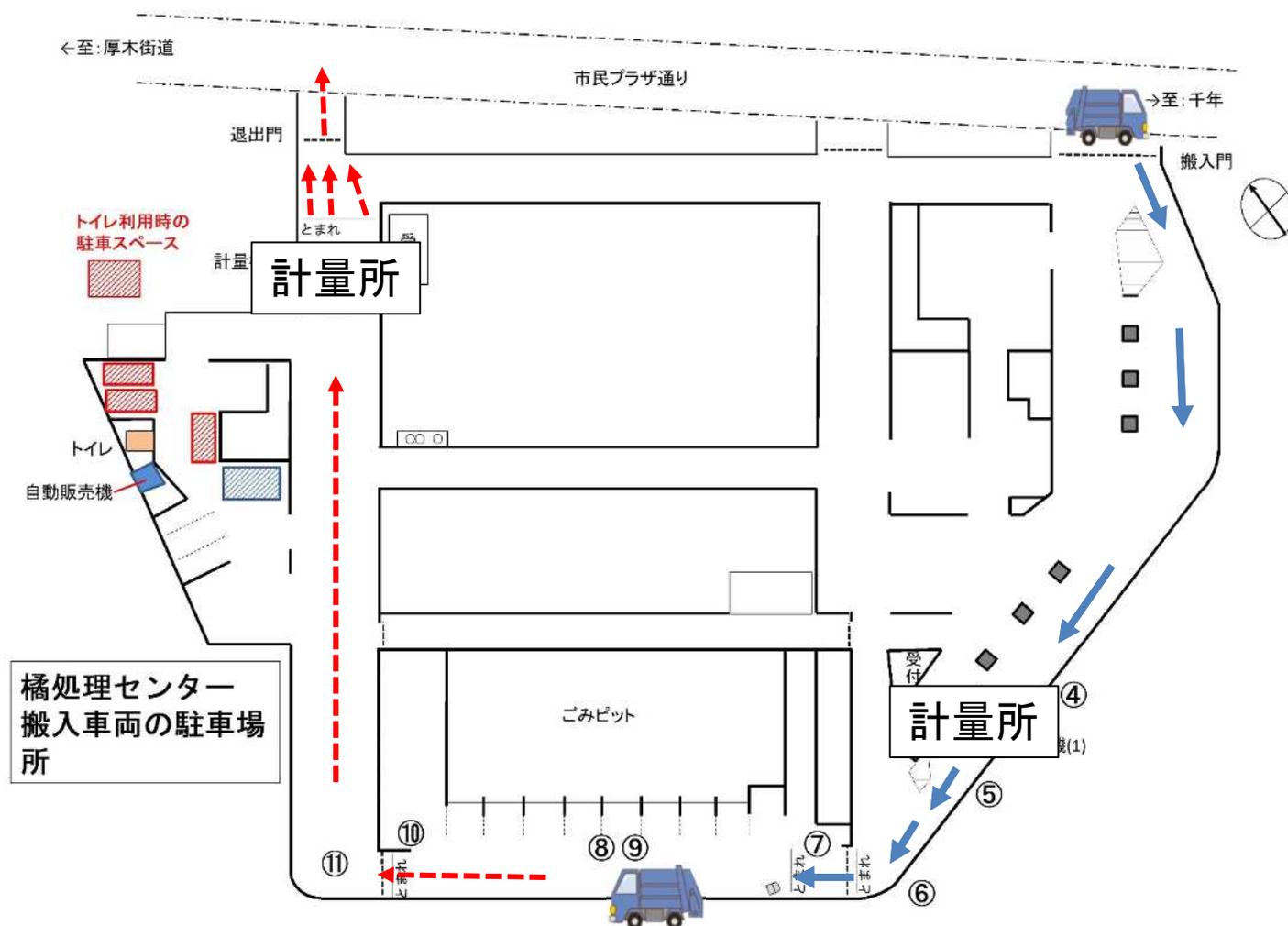
1度目 
2度目 



計量について

橋処理センター（1度回り）

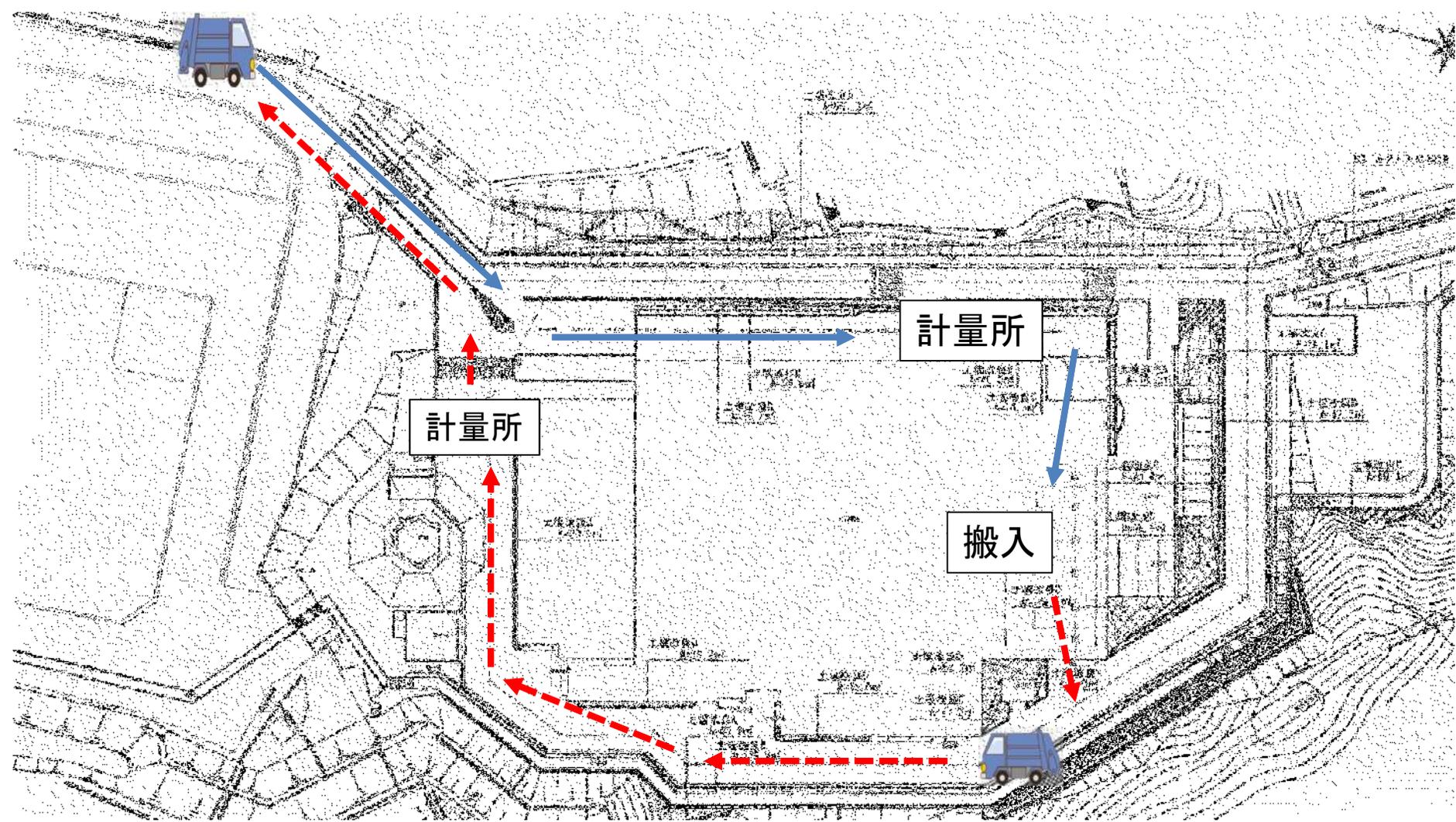
搬入時 
搬入後 



計量について

王禅寺処理センター（1度回り）

搬入時 
搬入後 



年末年始の受入れについて

●年末の受入について

年末は12月31日（火）まで通常通り受入れを行います。

なお、12月29日（日）は、浮島処理センターのみ受入を行います。

年末年始の受入れについて

●年始の受入について

年始は1月4日（土）から通常通り受入れを開始します。

事業系一般廃棄物の受入基準等について

● 関連法令等（抜粋）

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例
第26条

2 前項の承認を受けた事業者が、事業系一般廃棄物又は一時多量ごみを指定処理施設へ搬入する場合は、市長の定める受入基準に従わなければならない。

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則
第12条

条例第26条第2項に規定する受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内で生じた廃棄物であること。
- (2) 指定処理施設において処理できる性状及び形状の廃棄物であること。
- (3) 指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物であること。

事業系一般廃棄物の受入基準等について

● 関連法令等（抜粋）

○ 一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱

第10条

規則第12条第2号に規定する指定処理施設において処理できる性状及び形状は、**別表1**のとおりとする。

2 規則第12条第3号に規定する指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 有害性物質を含まないもの
- (2) 危険性のないもの
- (3) 爆発性のないもの
- (4) 著しく悪臭を発しないもの
- (5) 焼却可能なもの
- (6) 不完全燃焼を起こすおそれがないもの
- (7) 公害の発生するおそれのないもの
- (8) その他

事業系一般廃棄物の受入基準等について

別表1 指定処理施設において処理できる廃棄物の性状及び形状		
紙類	a 紙くず等	投入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
木・草類	a 木製品、木くず等	<u>長さ50cm、幅20cm程度に切断</u> してあるもの。
	b 角材、丸太等	<u>長さ50cm、太さ10cm程度に切断</u> してあるもの。
	c おがくず等	投入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
	d 枝葉類	<u>長さ50cm程度に切断</u> し、小さく束ねてあるもの。
繊維類	a 繊維くず等	バラ状に切断し、小さく束ねてあるもの。
	b テープ状のもの	長さ1m程度に切断してあるもの。
厨芥類	a 食品残渣	できる限り水分・油分を除去してあるもの。 焼却可能な大きさであること。
その他	上記以外にあっては市の指示によること。	

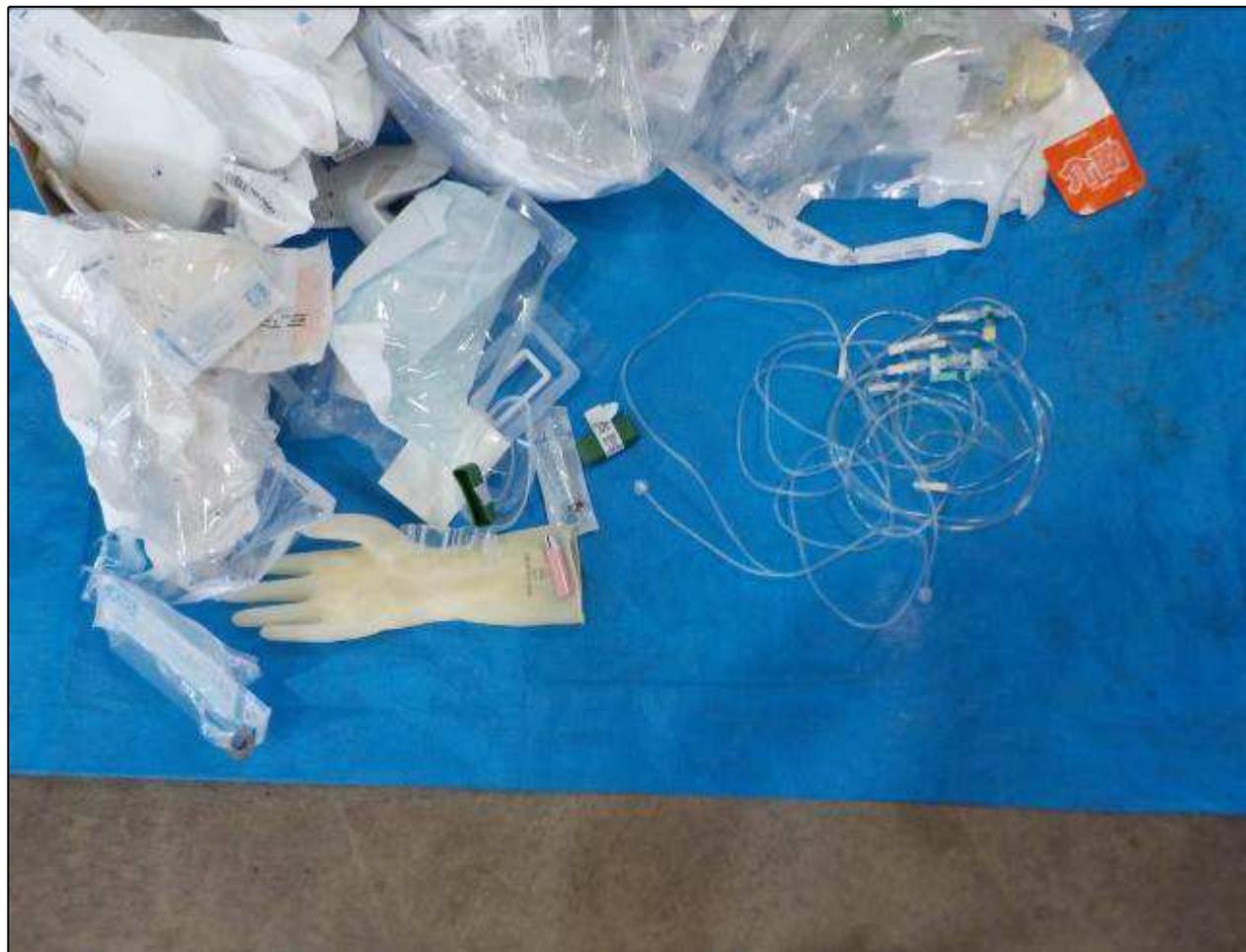
事業系一般廃棄物の受入基準等について

○指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時	排出事業者の 所在地(廃棄物 の発生場所)	指定処理施設		
			浮島処理 センター	橘処理 センター	王禅寺処理 センター
定期搬入	【月曜日から土曜日】 搬入時間 8:00~12:00 12:50~16:00	川崎区	○	○	×
		幸区	○	○	×
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○
		麻生区	○	○	○
	【日曜日】 搬入時間 8:00~13:00	全区	○	×	×

搬入不適物について

● 医療系廃棄物



チューブや手袋は
廃プラスチック類
やゴムくずなどの
産業廃棄物に
なるため、
搬入できません。

【注意】
血液が付着した
紙くず等、感染の
恐れがあるものも
搬入できません。

搬入不適物について

●水銀使用製品廃棄物

蛍光灯・ボタン電池・水銀体温計・水銀式血圧計等の水銀使用製品は産業廃棄物に分類されることから搬入できません。



※処理センターの排ガスから基準を超える水銀が検出されると、焼却炉を停止しなければならなくなる恐れがあります。

絶対に搬入しないよう、御協力をお願いします。

搬入不適物について

●二次電池（リチウムイオン電池）

二次電池とは、充電して繰り返し使用できる電池のことです。

自転車用バッテリー・ドライブレコーダー・モバイルバッテリー等が代表的な製品になりますが、川崎市で収集は行っていません。二次電池は強い衝撃や局所的な力を与えると容易に出火するため、ピット内で火災が生じる危険性があります。



※絶対に搬入しないよう、御協力をお願いします。

搬入不適物について

●廃プラスチック類



ビニールや
白色トレイは、
汚れていても
廃プラスチック類に
分類されることから
産業廃棄物に
なります。
そのため、
搬入できません。

搬入不適物について

●廃プラスチック類



ペットボトルも
ビニールと同様に
廃プラスチック類
に分類される
ことから、
産業廃棄物に
なります。
そのため、
搬入できません。

搬入不適物について

●金属くず



空缶は
産業廃棄物の
金属くずに
分類されるため、
搬入できません。

搬入不適物について

●コンクリートくず、がれき類



コンクリートくずや
がれき類は
産業廃棄物に
なるため、
搬入できません。

内容審査について

● 関連法令等（抜粋）

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則

第12条の2

施設搬入をしようとする者は、市長が行う受入基準に係る審査に協力しなければならない。

○一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱

第17条

規則第12条の2の規定に基づき、市は施設搬入される廃棄物について、適宜その内容を審査することができるものとし、廃棄物を指定処理施設に搬入しようとする者は、その内容審査に協力しなければならない。

第18条

市長は次の各号のいずれかに該当するときは、条例第27条の規定に基づき、廃棄物の受入を拒否することができる。

(1) 事業者が前条に規定する内容審査に協力しないとき

不適物の搬入防止に
ご理解とご協力を
お願いします。



洗車について（1）

搬入車両の汚水の排出及び汚水排出後の汚れの洗い流しにつきましては、処理センターで対応が可能でございます。

なお、処理センターごとに構造が異なることから、各処理センターにより対応方法が異なる場合がありますので、対応方法・対応時間の詳細につきましては、処理センターのピット前の作業員に御確認ください。

洗車について（2）

汚水の排出や汚水排出後の汚れの洗い流しの作業を行う場合は、立入禁止区域に入らないように作業を行っていただくか、立入禁止区域に入る場合は、墜落制止器具を着用していただき、安全最優先での作業に御協力ください。

搬入（更新）申請について

更新申請は2年に1回（偶数年度）必要です。

令和6年度は更新申請の年度です。

申請時期：令和6年度12月中旬から
令和7年1月中旬まで

※別途メールニュースかわさき等でお知らせします。

御覧いただき
ありがとうございます
ございました。

